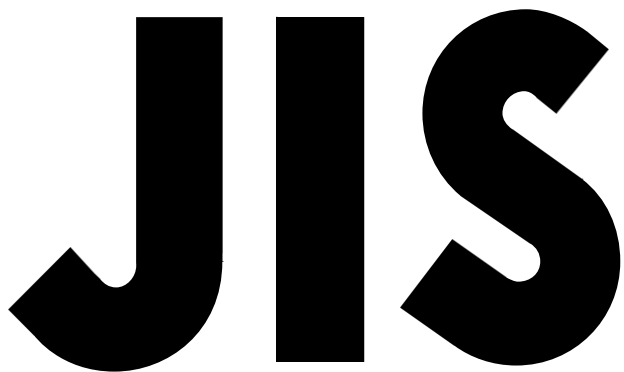




鉛筆，色鉛筆及びそれらに用いる芯

JIS S 6006 : 2020

(JWIMA/JSA)

令和 2 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京（公益社団法人土木学会）
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌 田 実	東京大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木 村 たま代	主婦連合会
	佐 伯 誠 治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	槇 徹 雄	東京都市大学
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 26.3.15 改正：令和 2.3.23

官 報 掲 載 日：令和 2.3.23

原 案 作 成 者：日本筆記具工業会

（〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 2-30-6 鉛筆会館 TEL 03-3891-6161）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
3.1 鉛筆及び鉛筆用芯	2
3.2 色鉛筆及び色鉛筆用芯	2
4 種類	2
5 色鉛筆及び色鉛筆用芯の色名	3
6 品質	4
6.1 鉛筆及び色鉛筆	4
6.2 鉛筆用芯及び色鉛筆用芯	4
7 寸法	5
7.1 鉛筆及び色鉛筆	5
7.2 鉛筆用芯及び色鉛筆用芯	5
8 試験方法	5
8.1 試験条件	5
8.2 数値の丸め方	6
8.3 抜け芯試験	6
8.4 軸の曲がり	6
8.5 芯の偏心	6
8.6 曲げ強さ	6
8.7 鉛筆用芯の硬度	7
8.8 有害物質	9
8.9 色度	10
8.10 耐光性	12
8.11 寸法	12
9 検査方法	12
9.1 形式検査	12
9.2 受渡検査	13
10 表示	13
10.1 鉛筆及び色鉛筆	13
10.2 鉛筆用芯及び色鉛筆用芯	13
附属書 JA (参考) 画線機の例	14
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	16
解 説	18

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本筆記具工業会（JWIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS S 6006:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

鉛筆，色鉛筆及びそれらに用いる芯

Pencils, coloured pencils and leads for them

序文

この規格は，1988年に第1版として発行されたISO 9180を基に，対応する部分（用語及び定義，種類並びに寸法）については対応国際規格を翻訳し，技術的内容を変更することなく作成した日本産業規格であるが，対応国際規格には規定されていない規定項目を日本産業規格として追加している。

なお，この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所及び附属書JAは，対応国際規格にはない事項である。追加した項目の一覧表にその説明を付けて，附属書JBに示す。

1 適用範囲

この規格は，一般筆記，製図，図画などに用いる鉛筆及び色鉛筆並びにそれらに用いる芯（以下，鉛筆用芯及び色鉛筆用芯という。）について規定する。ただし，水彩用などに用いる特殊な色鉛筆を除く。

なお，鉛筆と色鉛筆とを組み合わせたもの及び色の異なる色鉛筆を組み合わせたものについても，この規格を適用する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を，次に示す。

ISO 9180:1988, Black leads for wood-cased pencils—Classification and diameters (MOD)

なお，対応の程度を表す記号“MOD”は，ISO/IEC Guide 21-1に基づき，“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は，この規格に引用されることによって，この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 7502 マイクロメータ
- JIS B 7503 ダイアルゲージ
- JIS B 7507 ノギス
- JIS B 7516 金属製直尺
- JIS K 0050 化学分析方法通則
- JIS K 0116 発光分光分析通則
- JIS K 0121 原子吸光分析通則
- JIS K 8180 塩酸（試薬）
- JIS L 0801 染色堅ろう度試験方法通則
- JIS L 0804 変退色用グレースケール
- JIS L 0841 日光に対する染色堅ろう度試験方法